

はじめに

現代社会では、様々な場面で人と人との出会いを育み、繋ぎ、よりよい人間関係の構築のために適切な手助けができる専門的な理論、技法、実践を身につけた人が必要となっています。

日本人間関係学会（以下、本学会と称する）ではこの専門性を「人間関係力」と捉え、その専門性を備えた人を「人間関係士」と名付け、資格認定を行います。

本学会は、広くは社会全体において、自ら人間関係を営み、関係を育もうと実践されている全ての人の基盤となり、支援する組織として社会の一翼を担いたいと希求する学術団体です。

その目的を実現するためにこの「人間関係士」の資格認定を実施するものです。

多くの会員の方々が人間関係士に関心をもたれ、相互に研鑽を積み重ねると共に、創造性ある豊かな人間関係の構築と展開をめざす「人間関係士」の資格を取得されることを期待いたします。

1. 人間関係士の理論体系と資格講座の構成

「人間関係」という領域の学習内容は多岐に渡ります。

(1) 人間関係士の研修領域と学習内容

人間関係士の研修は、「対象者理解（個々の活動フィールドにおける）」のための学習と、人間関係士として求められる「専門性」の学習、心理学や人間学などの人間科学諸領域の一般的・基礎的理論・技術の学習がそれぞれに結びつきながら進められます。

また、その全てを含み全体を統合する領域が対象者と人間関係士との相互作用が展開する「人間関係」そのものにあると捉えることができます。

(2) 人間関係士の領域と各講座の関連

人間関係士の学習領域と資格研修講座での一つひとつの学びは別々のものでは決してなく、人間関係士としてより善き実践者となるための学びは総合的な理解が必要になります。そのことをよく理解し一つひとつの学びを大切にすることが求められます。

(3) 人間関係士資格講座と資格申請について

申請者は全て本学会資格委員会が主催する「人間関係士のための必修講座」（4ポイント）を受講する必要があります。また、正会員歴5年未満の人は、同委員会が主催する「人間関係士のための基礎理論・応用実践技法講座」（10ポイント）の受講が義務付けられます。講座の受講ポイントは、資格取得のためのポイントに加算が可能です。

(4) 「人間関係士」に求められるもの

人間関係士は専門的な知識や技法によって、よりよい人間関係を構築することを目標としています。そのために、今ある人間関係を大切にしながら、その人間関係をより創造的に展開していく役割を担っています。従って、この創造的活動には互いに他を尊重し、他の人々とともに協働していくことが重要になります。それには、「共に考え」「共に創る」在り方が望まれます。人間関係士は、自らの能力と資質の向上、すなわち人間関係力の向上のために切磋琢磨する研鑽の中でこそ、役割の遂行が可能となります。

また、人間関係士に求められる「人間関係力」とは、以下の特性をさします。

- 人と人、個人と集団をつなぎ発展させる力
(媒介力)
- 個人と個人、個人と集団、集団と集団との関係を共に育み、充実させ、展開する力
(創造・発展力)
- 人間関係の問題解決を調整し、支援する力
(回復・調整・再生力)
- 個人・集団・社会の関係性を理解し、その連携を促進し、協働する力
(連携・協働力)
- 人間関係を取り巻く全体状況を多面的に認識し、洞察する力
(全体認識・洞察力)
- 他者を受容し、共感できる力
(他者受容・共感力)
- 自分自身を受け入れ、生きる意味を問い続ける力
(自己受容力)

2. 人間関係士の活動領域と内容

人間関係士は、人間関係が存在するところや人間関係の創造が求められるすべての場で活動します。

以下は単独活動領域のみではなく、関連しあった活動領域でもあります。

- ①家庭、②保育・学校・教育関係機関、③企業、④地域社会、⑤医療関係機関、⑥福祉関係機関、⑦矯正関係機関、⑧司法関係機関、⑨行政関係機関、⑩国際交流関係機関、⑪その他

具体的な活動内容としては、以下があげられます。「人間関係士」は、これらのすべてではなくても、その中のどれか1つ以上を社会的な活動として実践できることが重要です。

- ① 人間関係構築と展開のためのスキルアップ活動
- ② 相談活動
- ③ コンサルテーション活動
- ④ 教育・学習支援活動
- ⑤ 提言・提案活動

3. 人間関係士の申請手続きについて

人間関係士の申請手続きは以下のように行って下さい。

本学会ホームページ（URL：http://www.jahr.jp）を確認し、学会事務局から『人間関係士ガイドブック』および申請書類一式を取得する。

必要な資格講座を受講する。

本学会に未入会である者は入会手続き（正会員）を行う。

本学会所属期間が2年以上である。

資格認定のための自己評価ポイントが20ポイント以上である。

以上の条件がクリアになることで申請が可能になります。あとは、申請案内に従って申請手続きを行って下さい。

なお、『人間関係士ガイドブック』をはじめとする各種書類は本学会ホームページでも閲覧可能です。

「人間関係士」資格認定制度規程

「人間関係士」倫理要綱

第1条（名 称）

日本人間関係学会（以下、本学会と称する）
会則第2条および第3条に基づき、本学会認定
資格「人間関係士」を制定する。

第2条（資格の認定）

「人間関係士」は本学会の「人間関係士資格
認定制度」に基づき、「認定審査委員会」の審
査を経て、本学会が認定する。

2 「人間関係士資格認定制度」の規則につ
いては、別に定める。

3 「認定審査委員会」の細則については、別
に定める。

第3条（目的と事業）

共生社会の実現を探求し、個と集団と社会の
総合的發展を目指す事業を行う。

2 その内容については、別に定める。

第4条（資格の取り消し）

本資格の趣旨に反する行為があった場合、「資
格委員会」の審議を経て、資格を取り消す場
合がある。

2 その内容については、別に定める。

第5条（諸規程）

本規程の施行に際し、必要な他の規程や要綱、
規則・細則・要領などは、本学会常任運営委員
会の議によって、別に定める。

第6条（規程の改定）

本規程の改廃は本学会常任運営委員会の議に
よって行う。

附則1 この規定は平成23年4月1日より施行する。

本倫理要綱は、日本人間関係学会人間関係士設置の
趣旨に基づき、「人間関係士」として遵守すべき事項
を示すものである。

「人間関係士」は人間としての尊厳を重んじ、基本
的人権を尊重し、専門的機能をもって社会的責任を果
たすものとする。

その適正を期するために必要な基本的責任事項を次
に掲げる。

(1) 「人間関係士」は誠意をもって専門的機能を
果たすものとする。

(2) 人間としての尊厳を重んじ、人権とプライバ
シーを尊重する。

(3) 守秘義務と責任の保持に邁進する。

(4) 弛まぬ研鑽を積むものとする。

(5) 人間としての倫理を遵守し、その実行に努め
る。

(6) 人間関係に関する相談や支援活動を展開する
場合、生命の危険性があるなどの重大な問題に
おいては、精神科医や他の専門職者と連携し、
最善を尽くす。

(7) 「人間関係士」が本倫理綱領に反する行為が
あった場合には、「人間関係士」規程第4条に
基づき、その資格を取り消す場合がある。

(8) 「人間関係士」資格取得者の金銭の授受・違
法行為・トラブル等については、本学会は一切
の責任を負わないものとする。

附則1 本倫理要綱は平成23年4月1日より施行する。

人間関係士 への招待



日本人間関係学会事務局

〒278-8510 千葉県野田市山崎2641
東京理科大学理工学部教養科川村研究室
URL : <http://www.jahr.jp>
E-mail : jahr.jimukyoku@gmail.com

日本人間関係学会

Japan Association of Human Relations